令和５年度（２０２３年度）

熊本県立松橋高等学校
入学者選抜募集要項

熊本県立松橋高等学校（全日制課程）
〒869-0532　熊本県宇城市松橋町久具３００番地
電　話　（０９６４）３２－０５１１（代）
ＦＡＸ　（０９６４）３３－４７４２

本校の入学者選抜は、「令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項（熊本県教育委員会）」に基づいて実施する。

Ⅰ　前　期　（特　色）　選　抜

１　学科・コースの募集人員

学科・コース	募集人員	募集定員に占める割合
普通科地域創造コース	４０人	８０人の５０％
情　報　処　理　科	２０人	４０人の５０％
家　　政　　科	２０人	４０人の５０％

２　出願資格

入学を志願できる者は、次の(1)、(2)をともに満たしていることを在学又は出身中学校等の校長が確認した者で、かつ、(3)～(5)のいずれかに該当する者とする。

(1) 前期（特色）選抜において、本校校長が定めた重視する観点を理解し、希望する者。

(2) 合格した場合は、必ず入学する者。

(3) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和５年（２０２３年）３月に卒業見込みの者。

(4) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和５年（２０２３年）３月に修了見込みの者。

(5) 学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

（以下、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を「中学校」という。）

３　本校の重視する観点

学科・コース	重視する観点
普通科地域創造コース	次の①～③を重視する。 ①　本校普通科地域創造コースの教科・科目に興味・関心が高く、すべての教育活動に自ら積極的に取り組む者。 ②　スポーツ活動、文化活動で優れた実績をあげた者。または、生徒会活動及びボランティア活動、地域社会活動等に積極的に取り組んだ者。 ③　自己の適性と将来像を探究し、自己目標実現に向けて積極的に取り組む者。
情　報　処　理　科	次の①～③を重視する。 ①　本校情報処理科の教科学習に興味・関心が高く、すべての教育活動に自ら積極的に取り組む意欲と能力を持つ者。 ②　スポーツ活動、文化活動で優れた実績をあげた者。または、生徒会活動及びボランティア活動等に積極的に取り組んだ者。 ③　経済や社会の動きに関心を持ち、将来、地域経済の発展に主体的に貢献したいという意欲を持つ者。
家　　政　　科	次の①～③を重視する。 ①　本校家政科の教科学習に興味・関心が高く、すべての教育活動に自ら積極的に取り組む意欲と能力を持つ者。 ②　スポーツ活動、文化活動で優れた実績をあげた者。または、生徒会活動及びボランティア活動等に積極的に取り組んだ者。 ③　家庭科に関する基礎的な知識・技術を身に付けており、自己実現のために、目的を持って学校生活を送ろうとする意欲を持つ者。

４　通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）により、県下全域とする。

同規則第４条による特例は、通学区域外（以下、「学区外」という。）となる県外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の５パーセント以内（普通科地域創造コースは２人以内、その他の学科・コースは１人以内）とする。

５　出願期間

出願期間は、令和５年（２０２３年）１月１３日（金）から１月１７日（火）までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による出願の場合は、１月１６日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、郵送による出願の場合は、長形３号封筒に、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手４１４円分（郵送料９４円分及び簡易書留料３２０円分）を貼った受検票返信用封筒を同封すること。

６　出願手続等

(1) 出願手続

ア　出願者による手続

出願者は、次の書類等を在学する中学校長又は出身中学校長（以下、「出身中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。

(ｱ) 入学願（様式１-(1)に準拠した本校所定の用紙で、学科・コースによって用紙の色が次のように異なる。普通科地域創造コース＝青色、情報処理科＝緑色、家政科＝桃色。）

a　入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

b　本校の学区外の中学校出身者で、通学区域内（以下、「学区内」という。）として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。

c　学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、本校校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

d　入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりとする。

(a) 「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。

(b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に本校校長に説明をするものとする。

(ｲ) 受検票（様式３）

(ｳ) 写真票（様式４）

(ｴ) 入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙（様式５）

入学者選抜手数料は、２，２００円とする。指定の納付書により、令和４年（２０２２年）１２月１５日（木）から令和５年（２０２３年）１月１７日（火）午後４時までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式５に貼付する。いったん納付した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

(ｵ) 自己申告書（様式６）

a　出願者のうち、欠席日数が１年間で３０日以上の者については、自己申告書を提出することができる。ただし、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

b　自己申告書（様式６をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

c　自己申告書は、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封の上、厳封した後、出身中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。

d　出身中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、本校校長に提出しなければならない。

(ｶ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式３７）　※県外中学校出身者のみ

県外中学校出身者で本校に出願する者は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付しなければならない。

イ　中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ｱ)～(ｶ)のほか、次の書類を本校校長に令和５年（２０２３年）１月１３日（金）から１月１７日（火）午後４時までに提出する。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

(ｱ) 調査書（様式７）

(ｲ) 成績一覧表（様式８）

なお、平成２９年（２０１７年）３月以前に中学校を卒業した者については、調査書及び成績一覧表の提出を要しない。

(2) 出願の制限

出願は、１校１学科・コース限りとする。第２志望を申し出ることはできない。

(3) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(4) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和５年（２０２３年）１月１８日（水）から１月２７日（金）正午までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。

７　出願受付場所

熊本県立松橋高等学校　第一応接室

８　選抜

(1) 実施日

令和５年（２０２３年）１月２４日（火）

(2) 検査場

熊本県立松橋高等学校

(3) 検査時間割

集合時刻：午前８時５０分　　集合場所：本校第一体育館

開始時刻	終了時刻	普通科地域創造コース	情報処理科
９：３０	終わり次第	個人面接	集団面接

開始時刻	終了時刻	家政科
９：３０	１０：２０	実技検査

(4) 検査内容

ア　普通科地域創造コースの面接は、個人面接とし、５分程度とする。

イ　情報処理科の面接は、集団面接とし、１グループ１０分程度とする。

ウ　家政科の実技検査は、小中学校で学んだ手縫いの技術を問う検査を実施する。

(5) 受検者の携帯品

受検者は、受験票、時計及び上履きを持参すること。ただし、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査場への持ち込みは許さない。

(6) 健康診断

本校校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

(7) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

９　選抜結果の通知等

(1) 選抜結果は、令和５年（２０２３年）２月１日（水）に、本校校長から出願者の出身中学校長に郵送により通知（様式９）するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長を経由して本人に通知（様式１０）する。ただし、事前に申し出があった場合に限り、手交により選抜結果通知書を受領することができる。出願者の出身中学校長又はその代理者（当該中学校長の委任状を持参すること。）は印鑑を持参し、令和５年（２０２３年）２月１日（水）午前９時から正午までの間に本校事務室で受領すること。

(2) 郵送による通知は、配達日を指定した簡易書留によるものとする。普通郵便の配達時間（１日１回）にしか配達されないので、午前中に選抜結果通知書を受領したい場合は、必ず手交による受領を選択すること。

10　合格者の発表

(1) 令和５年（２０２３年）３月６日（月）に、後期（一般）選抜の合格者と同時に、受検番号で発表する。本校における掲示の発表や本校のホームページでの発表は行わず、県教育委員会の特設Ｗｅｂページで発表する。

(2) 電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

(3) 合格者は、本要項「Ｘ　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

11　不合格者の取扱い

(1) 選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期（一般）選抜に出願することができる。なお、本校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書及び成績一覧表を省略するものとする。

(2) 不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

Ⅱ　後　期　（　一　般　）　選　抜

１　学科・コースの募集人員

募集人員は、募集定員から前期（特色）選抜の合格内定者数を減じた数とする。

学科・コース	募集人員	募集定員（前期（特色）選抜募集人員を含む）
普通科地域創造コース	４０人 ※	８０人（前期（特色）選抜４０人以内を含む）
情　報　処　理　科	２０人 ※	４０人（前期（特色）選抜２０人以内を含む）
家　　政　　科	２０人 ※	４０人（前期（特色）選抜２０人以内を含む）

※は予定

２　出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期（特色）選抜又は中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。）を卒業した者又は令和５年（２０２３年）３月に卒業見込みの者。

(2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和５年（２０２３年）３月に修了見込みの者。

(3) 学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

３　通学区域等

通学区域は、熊本県立高等学校の通学区域に関する規則（付表）により、県下全域とする。

同規則第４条による特例は、学区外となる県外からの出願者に入学を許可し得る数を、募集人員の５パーセント以内とする。

４　出願期間

(1) 出願期間は、令和５年（２０２３年）２月２日（木）から２月７日（火）までの間、毎日午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による出願の場合は、２月６日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、郵送による出願の場合は、長形３号封筒に、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手４１４円分（郵送料９４円分及び簡易書留料３２０円分）を貼った受検票返信用封筒を同封すること。

(2) 県外からの出願においても出願期間は(1)に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに本校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も学区内から通学することが確認できることを条件に、特例として令和５年（２０２３年）２月１３日（月）から２月１６日（木）午後４時まで受け付ける。なお、この場合、やむを得ない事情のため令和５年（２０２３年）２月７日（火）までに出願できなかったことを証明する書類を添付すること。

５　出願手続等

(1) 出願手続

ア　出願者による手続

出願者は、次の書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(ｱ) 入学願（様式２に準拠した本校所定の用紙で、学科・コースによって用紙の色が次のように異なる。普通科地域創造コース＝青色、情報処理科＝緑色、家政科＝桃色。）

ａ　入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

ｂ　本校の学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。

ｃ　学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、本校校長は、出願した者に対し、その保護者の

生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。

d　入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりとする。

(a)「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。

(b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に本校校長に説明をするものとする。

e　第２志望～第３志望を次のように希望することができる。

出願する学科・コース	第２志望～第３志望に希望できる学科
普通科地域創造コース	出願した学科・コース以外のすべての学科・コース
情　報　処　理　科	出願した学科・コース以外のすべての学科・コース
家　　政　　科	出願した学科・コース以外のすべての学科・コース

第２志望～第３志望を希望する者は、入学願の「【第２志望～第３志望】希望する学科・コースに数字（第２志望の場合は「２」、第３志望の場合は「３」）を記入してください。」の該当する欄に「２」又は「３」の数字を記入すること。

(ｲ) 受検票（様式３）

(ｳ) 写真票（様式４）

(ｴ) 入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙（様式５）

入学者選抜手数料は、２，２００円とする。指定の納付書により、令和５年（２０２３年）１月２０日（金）から２月７日（火）正午までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式５に貼付する。いったん納付した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

(ｵ) 自己申告書（様式６）

a　出願者のうち、欠席日数が１年間で３０日以上の者については、自己申告書を提出することができる。ただし、３０日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

b　自己申告書（様式６をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。

c　自己申告書は、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封の上、厳封した後、出身中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。

d　出身中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等とともに、本校校長に提出しなければならない。

(ｶ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書（様式３７）　※県外中学校出身者のみ

県外中学校出身者で本校に出願する者は、県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付しなければならない。

(ｷ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式３８）　※海外帰国生徒等のみ

海外帰国生徒等の特別措置（※Ⅵの２を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、特別措置適用申請書を添付しなければならない。

イ　中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ｱ)～(ｷ)のほか、次の書類を本校校長に令和５年（２０２３年）２月１０日（金）から２月１４日（火）午後４時までに提出する。ただし、日曜日及び国民の祝日は除く。なお、本校の前期（特色）選抜に出願した者が本校に再び出願する場合は、提出を省略するものとする。

(ｱ) 調査書（様式７）

(ｲ) 成績一覧表（様式８）

(2) 出願の制限

出願は、１校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)の「出願変更」及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、ある高等学校への出願を取り下げて、別の高等学校に出願することも含む。）も認めない。

(3) 出願変更

ア　出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、１回に限り変更することができる。

イ　出願変更期間は、令和５年（２０２３年）２月８日（水）から２月１０日（金）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了するものとする。受付時間は、午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ　出願変更の手続は、次のとおりとする。

(ｱ) 異なる高等学校に出願変更する場合

a　出願変更したい者は、出身中学校長を経由して、出願した高等学校長に、「出願変更願（甲）」（様式１４：白色）、「出願変更願（乙）」（様式１５：桃色）と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願（乙）」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。（自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願（甲）」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保管する。）

b　受け取った「出願変更願（乙）」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経由して、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。（自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。）

(ｲ) 本校の異なる学科・コースに出願変更する場合（第２志望の追加等も含む。）

出願変更したい者は、出身中学校長を経由して、本校校長に、「出願変更願（甲）」と先に交付された受検票に添えて、新たに作成した入学願、受検票、写真票を提出し、先に提出した入学願、写真票を受け取るとともに、受検票の交付を受ける。

エ　入学者選抜手数料については、次の表のとおりとする。

納付する必要がある場合には、指定の納付書により、令和５年（２０２３年）２月８日（水）から２月１０日（金）正午までに指定されたコンビニエンスストアにて納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式５に貼付し、出願変更先の高等学校長に提出すること。

出願変更の区分	入学者選抜手数料の納付
他の県立高等学校全日制課程から、本校に出願変更する場合	改めて納付する必要はない。
本校から、他の県立高等学校全日制課程又は定時制課程に出願変更する場合	
本校から、本校の異なる学科・コースに出願変更する場合	
他の県立高等学校定時制課程から、本校に出願変更する場合	先に納付した入学者選抜手数料との差額（１，２５０円）を納付すること。なお、納付書（１，２５０円）は、出願した県立高等学校定時制課程にて受け取ること。
熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校から、本校に出願変更する場合	改めて入学者選抜手数料の全額（２，２００円）を納付すること。
本校から、熊本市立必由館高等学校又は熊本市立千原台高等学校に出願変更する場合	

(4) 出願取消し（「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。）

出願取消しの場合は、令和５年（２０２３年）２月１３日（月）以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

６　出願受付場所

熊本県立松橋高等学校　第一応接室

7　選抜

(1) 学力検査

ア　学力検査日時

令和５年（２０２３年）２月２１日（火）及び２２日（水）の両日、午前９時２０分に本校第一体育館に集合し、午前１０時から実施する。

イ　検査場

熊本県立松橋高等学校

ウ　学力検査時間割

第１日　２月２１日（火）　集合時刻：午前９時２０分　　集合場所：本校第一体育館

	教　　科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第１時限	国　　語	１０：００	１０：５０	５０
休　　憩				
第２時限	理　　科	１１：２０	１２：１０	５０
休　　憩				
第３時限	英　　語 (ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄを含む)	１３：２０	１４：１０	５０

第２日　２月２２日（水）　集合時刻：午前９時２０分　　集合場所：本校第一体育館

	教　　科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第１時限	社　　会	１０：００	１０：５０	５０
休　　憩				
第２時限	数　　学	１１：２０	１２：１０	５０

エ　受検者の携帯品

受検者は、受験票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス、時計及び上履きを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）、シャープペンシルの芯のケース等、検査上公正を欠くものの検査場への持ち込みは許さない。

(2) 第１選考後の選抜基準

学科・コース	後期（一般）選抜における第１選考後の選抜基準
普通科地域創造コース 情　報　処　理　科 家　　政　　科	学力検査の得点の合計点（２５０点満点）に、評定の総計点を１／２倍した点数（９０点満点）を加え、その合計点（３４０点満点）を選抜の主たる資料として、総合的に判断して選抜する。

(3) 作文、面接及び健康診断

ア　作文

(ｱ) 海外帰国生徒等の特別措置により作文を実施する場合は、本校において、令和５年（２０２３年）２月２１日（火）又は２２日（水）のいずれか、本校校長が定める日に実施する。

(ｲ) 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、８００字、５０分で実施する。

イ　面接

海外帰国生徒等の特別措置により面接を実施する場合は、本校において、令和５年（２０２３年）２月２１日（火）又は２２日（水）のいずれか、本校校長が定める日に実施する。

ウ　健康診断

本校校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

(4) その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

８　合格者の発表

⑴ 令和５年（２０２３年）３月６日（月）に受検番号で発表する。本校における掲示の発表や本校のホームページでの発表は行わず、県教育委員会の特設Ｗｅｂページで発表する。

⑵ 電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

⑶ 合格者は、本要項「Ｘ　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

９　不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

１０　後期（一般）選抜の追検査

⑴ 資格

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜に出願し、次のア～オのいずれかに該当する者で、追検査による受検を希望する者。ただし、後期（一般）選抜の学力検査（以下、「本検査」という。）を受検することができなかった者に限る。

ア　新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜当日が就業制限の期間内にある者。

イ　感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ　新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜当日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ　医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ　その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜を受検することができなかった者。

⑵ 受検できる高等学校及び学科等

受検できる高等学校及び学科・コースは、後期（一般）選抜に出願した本校の同一の学科・コースとする。

⑶ 募集人員

若干名

（本検査においてすでに募集定員を満たしている場合、本検査の受検者とは別に募集定員を超えて入学を許可することができる。）

⑷ 申請期間及び手続等

希望者は、令和５年（２０２３年）２月２１日（火）から２月２７日（月）までの間、出身中学校長を経由して、本校校長に、追検査受検願（様式１６）を提出すること。受付時間は、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。本校校長は、出身中学校長へ３月６日（月）までに追検査承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに追検査承認の可否を伝えること。なお、本校校長から追検査の受検が承認された者（以下、「対象者」という。）のみ追検査を受検することができる。

⑸ 選抜

ア　学力検査

(ｱ) 学力検査日時

令和５年（２０２３年）３月１３日（月）、午前９時３０分から実施する。

(ｲ) 検査場

熊本県立松橋高等学校

(ｳ) 学力検査時間割

３月１３日（月）　集合時刻：午前９時００分　　集合場所：本校正面玄関

	教　　科	開始時刻	終了時刻	検査時間（分）
第１時限	国　　語	９：３０	１０：２０	５０
休　　憩				
第２時限	数　　学	１０：４０	１１：３０	５０
休　　憩				
第３時限	英　　語	１１：５０	１２：４０	５０

(ｴ) 受検者の携帯品

受検者は、受験票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス、時計及び上履きを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）、シャープペンシルの芯のケース等、検査上公正を欠くものの検査場への持ち込みは許さない。

イ　作文

対象者のうち、海外帰国生徒等の特別措置を承認されている者への作文は実施しない。

ウ　その他

入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(6) 合格者の発表等

ア　本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月１５日(水）に、対象者に通知（様式１８）するとともに、出身中学校長に通知（様式１９）し、発表に代える。

イ　電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

ウ　合格者は、本要項「X　その他」の「1　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

(7) 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

Ⅲ　二　次　募　集

１　実施学科等

合格者数が募集定員に満たない学科・コースについて、二次募集を実施する。

２　出願資格

二次募集を出願することができる者は、令和５年度（２０２３年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査（以下、「本検査」という。）を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、本検査で受検した本校の同一の学科・コース（第１志望に限る。）に出願することはできない。

３　募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜及び後期（一般）選抜の合格者数を減じた数とする。

４　出願期間

出願期間は、令和５年（２０２３年）３月７日（火）から３月９日（木）までの間、毎日午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、３月８日（水）までの消印となるよう投函すること。

５　出願手続等

(1) 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式２０）及び指定の納付書により、令和５年（２０２３年）３月７日（火）から３月９日（木）正午までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（２，２００円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５を、出身中学校長を経由して本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、二次募集受付票（様式２１）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

(2) 出願は、本校の１学科・コース限りとする。

(3) 出身中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式２２）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

(4) 上記(1)において、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び本校校長は、次の手続をとること。

ア　出身中学校長は、本校校長宛てに入学願及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５を３月８日（水）までの消印となるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５のコピーを３月９日（木）正午までにファクシミリで送信すること。

イ　アで、出身中学校長からのファクシミリを受け取った本校校長は、折り返し出身中学校長宛てに二次募集受付票（様式２１）をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に二次募集受付票（様式２１）を送付し、面接を実施する場合は、志願者に二次募集受付票（様式２１）を送付せず、面接当日に本人であることを確認の上、直接手渡すこと。

ウ　イで、本校校長からの二次募集受付票（様式２１）のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、本校校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

(5) 上記(3)において、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が本検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式２２）を３月８日（水）までの消印となるよう投函するとともに、３月９日（木）正午までに、後期（一般）選抜学力検査成績証明書等送付願（様式２２）をファクシミリで送信すること。

６　選抜

(1) 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、本校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

(2) 出願者は、面接の有無について二次募集受付票で確認をするとともに、面接が実施される場合は、二次募集受付票を持参すること。(郵送による出願の場合を除く。)

(3) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

７　選抜結果の通知等

(1) 本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月１５日(水）に、出願者に通知（様式２３）するとともに、出身中学校長に通知（様式２４）する。

(2) 電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

(3) 合格者は、本要項「Ｘ　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

８　不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

９　追検査受検者対象の二次募集

(1) 実施学科等

１のすべての学科・コースにおいて、追検査受検者対象の二次募集を実施する。

(2) 資格

令和５年度（２０２３年度）熊本県公立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜の追検査を受検した者（定時制課程における成人特別措置による受検者を除く。）で、出願時において、本県の公立高等学校に合格していない者とする。ただし、追検査で受検した本校の同一の学科・コース（第１志望に限る。）に出願することはできない。

(3) 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び二次募集の合格者数を減じた数とする。ただし、二次募集においてすでに募集定員を満たしている場合には、若干名とする。

(4) 出願期間

出願期間は、令和５年（２０２３年）３月１６日（木）から３月１７日（金）までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、３月１６日（木）までの消印となるよう投函すること。

(5) 出願手続等

ア　追検査受検者対象の二次募集の志願者は、入学願（追検査受検者対象の二次募集）（様式２５）及び指定の納付書により、令和５年（２０２３年）３月１６日（木）から３月１７日（金）午後４時までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（２，２００円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５を、出身中学校長を経由して本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

イ　出願は、本校の１学科・コース限りとする。

ウ　出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式２７）を提出する。(出願期間内に必着のこと。)

エ　上記アにおいて、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び本校校長は、次の手続をとること。

(ｱ) 出身中学校長は、本校校長宛てに入学願及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５を３月１６日（木）までの消印となるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー及び入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５のコピーを３月１７日（金）午後４時までにファクシミリで送信すること。

(ｲ) (ｱ)で、出身中学校長からのファクシミリを受け取った本校校長は、折り返し出身中学校長宛てに追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）を送付し、面接を実施する場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）を送付せず、面接当日に本人であることを確認の上、直接手渡すこと。

(ｳ) (ｲ)で、本校校長からの追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、本校校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ　上記ウにおいて、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が追検査を受検した公立高等学校の校長宛てに後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式２７）を３月１６日（木）までの消印となるよう投函するとともに、３月１７日（金）午後４時までに、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式２７）をファクシミリで送信すること。

(6) 選抜

ア　入学者の選抜は、調査書、追検査の結果等を資料として、本校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

イ　出願者は、面接の有無について追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）で確認をするとともに、面接が実施される場合は、追検査受検者対象の二次募集受付票（様式２６）を持参すること。（郵送による出願の場合を除く。）

ウ　入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(7) 選抜結果の通知等

ア　本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月２２日（水）に、出願者に通知（様式２８）するとともに、出身中学校長に通知（様式２９）する。

イ　電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

ウ　合格者は、本要項「Ｘ　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

(8) 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

Ⅳ　新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置

１　新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置１

(1) 概要

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、追検査実施日に新型コロナウイルス感染症等のため追検査を受検することができなかった者については、追検査受検者対象の二次募集に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置１（以下、「特別措置１」という。）による出願ができることとし、本校が定める選抜方法により選抜を行う。また、特別措置１に限り、本校の同一の学科・コースにおいて追検査受検者対象の二次募集が実施される場合は、本校の同一の学科・コースに出願することができる。

(2) 実施学科等

二次募集を実施したすべての学科・コースにおいて実施する。

(3) 資格

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜における後期（一般）選抜の追検査の受検が承認され、後期（一般）選抜の追検査実施日に次のア～オのいずれかに該当したため追検査を受検することができなかった者で、特別措置１による受検を希望する者。ただし、後期（一般）選抜の追検査受検願を提出した際に、定時制課程における成人特別措置を希望していた者については、出願することはできない。また、特別措置１に限り、本校の同一の学科・コースにおいて追検査受検者対象の二次募集が実施される場合は、本校の同一の学科・コースに出願することができる。

ア　新型コロナウイルス感染症と診断され、後期（一般）選抜の追検査実施日が就業制限の期間内にある者。

イ　感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ　新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、後期（一般）選抜の追検査実施日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ　医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ　その他やむを得ない理由により、後期（一般）選抜の追検査を受検することができなかった者。

(4) 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び二次募集の合格者数を減じた数とする。ただし、二次募集においてすでに募集定員を満たしている場合には、若干名とする。

(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置１適用申請書の証明

ア　希望者は、令和５年（２０２３年）３月１３日（月）から３月１４日（火）までの間、出身中学校長を経由して、後期（一般）選抜の追検査受検願（様式１６）を提出した高等学校長に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置１適用申請書（様式３０）（以下、「特別措置１適用申請書」という。）を提出して、証明を受けなければならない。受付時間は、毎日午前９時から午後４時までとする。

イ　提出する特別措置１適用申請書（様式３０）の部数は２部とし、１部は証明した高等学校が保管する。証明を受けた残りの１部は、希望者が、特別措置１による出願時に必要書類とともに本校校長に提出しなければならない。

ウ　証明した高等学校で保管する特別措置１適用申請書（様式３０）に添付する理由を証明する書類（医師の診断書等又は様式３１）については写しでよいものとする。

(6) 出願期間

ア　出願期間は、令和５年（２０２３年）３月１６日（木）から３月１７日（金）までの間、毎日午前９時から午後４時までとする。なお、郵送により出願する場合は、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、８４円切手を貼った返信用封筒（定形）を同封の上、３月１６日（木）までの消印となるよう投函すること。

イ　本校校長は、出身中学校長へ出願期間の最終日までに特別措置１適用の承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに特別措置１適用の承認の可否を伝えること。なお、本校校長から

特別措置１の適用が承認された者のみ特別措置１で受検することができる。全日制課程における出願受付の際に発行される追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）をもって特別措置１の申請が承認されたものではない。

(7) 出願手続等

ア　特別措置１適用による追検査受検者対象の二次募集の志願者は、入学願（追検査受検者対象の二次募集）（様式２５）及び指定の納付書により、令和５年（２０２３年）３月１６日（木）から３月１７日（金）午後４時までに指定されたコンビニエンスストアにて入学者選抜手数料（２，２００円）を納付し、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５を、出身中学校長を経由して本校校長に提出（出願期間内に必着のこと。）し、追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）を受領する。なお、自己申告書は希望すれば提出できる。

イ　出願は、本校の１学科・コース限りとする。

ウ　出身中学校長は、当該志願者が追検査の受検を承認されていた公立高等学校の校長に、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式２７）を提出する。（出願期間内に必着のこと。）

エ　上記アにおいて、郵送により提出する場合には、出身中学校長及び本校校長は、次の手続をとること。

(ｱ) 出身中学校長は、本校校長宛てに入学願、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５及び後期（一般）選抜の追検査受検願（様式１６）を提出した高等学校長に証明を受けた特別措置１適用申請書（様式３０）を３月１６日（木）までの消印となるよう投函し、本校校長宛てに入学願のコピー、入学者選抜手数料納付証明書を貼付した様式５のコピー及び後期（一般）選抜の追検査受検願（様式１６）を提出した高等学校長に証明を受けた特別措置１適用申請書（様式３０）のコピーを３月１７日（金）午後４時までにファクシミリで送信すること。

(ｲ) (ｱ)で、出身中学校長からのファクシミリを受け取った本校校長は、折り返し出身中学校長宛てに追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）をファクシミリで送信する。さらに、面接を実施しない場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）を送付し、面接を実施する場合は、志願者に追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）を送付せず、面接当日に本人であることを確認の上、直接手渡すこと。

(ｳ) (ｲ)で、本校校長からの追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）のファクシミリによる送信を受けた出身中学校長は、志願者に面接の有無、日時を連絡するとともに、志願者に連絡がとれ次第、本校校長に連絡済みの電話連絡を行うこと。

オ　上記ウにおいて、郵送にて提出する場合は、出身中学校長は、当該志願者が追検査の受検を承認されていた公立高等学校の校長宛てに後期(一般)選抜追検査成績証明書等送付願(様式２７)を３月１６日(木)までの消印となるよう投函するとともに、３月１７日（金）午後４時までに、後期（一般）選抜追検査成績証明書等送付願（様式２７）をファクシミリで送信すること。

(8) 選抜

ア　実施日

令和５年（２０２３年）３月２０日（月）に実施する。

イ　検査場

熊本県立松橋高等学校

ウ　検査内容

「令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項（Ⅲ後期（一般）選抜９の(2)のイ)」に準じて面接を実施する。

エ　選抜方法

入学者の選抜は、調査書、面接の結果等を資料として、本校、学科・コースの特色に応じて、その教育を受けるに必要な能力・適性等を判定して行う。

オ　その他

(ｱ) 出願者は、検査内容について追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）で確認をするとともに、特別措置１の受検の際に、追検査受検者対象の二次募集特別措置１受付票（様式３２）を

持参すること。（郵送による出願の場合を除く。）

(ｲ) 入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(9) 選抜結果の通知等

ア　本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月２２日（水）に、出願者に通知（様式２８）するとともに、出身中学校長に通知（様式２９）する。

イ　電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

ウ　合格者は、本要項「Ｘ　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

(10) 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

２　新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置２

(1) 概要

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜における本校の二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日に新型コロナウイルス感染症等のため面接等を受検することができなかった者については、調査書等の書類（後期（一般）選抜における学力検査（追検査を含む。）を受検している場合は、その結果を含めることができる。）により選抜を行う。

(2) 実施学科等

二次募集を実施したすべての学科・コースにおいて実施する。

(3) 資格

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜における本校の二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日に次のア～オのいずれかに該当したため面接等を受検することができなかった者で、特別措置２による選抜を希望する者。ただし、特別措置２を申請できる高等学校及び学科・コースは、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）に出願した本校の同一の学科・コースとする。

ア　新型コロナウイルス感染症と診断され、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日が就業制限の期間内にある者。

イ　感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ　新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日が保健所等の健康観察の期間内にある者。

エ　医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者。

オ　その他やむを得ない理由により、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査を受検することができなかった者。

(4) 募集人員

募集定員から、前期（特色）選抜、後期（一般）選抜及び二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の合格者数を減じた数とする。ただし、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）においてすでに募集定員を満たしている場合には、若干名とする。

(5) 申請期間及び手続等

ア　希望者は、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日（二次募集は令和５年（２０２３年）３月１３日（月）、追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１は令和５年（２０２３年）３月２０日（月））からその翌日までの間、出身中学校長を経由して、本校校長に、新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置２適用申請書（様式３３）（以下、「特別措置２適用申請書」という。）を提出すること。受付時間は、毎日午前９時から午後４時までとする。ただし、二次募集（追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１を含む。）の検査実施日の翌日が週休日又は国民の祝日の場合は、申請期間を週

休日及び国民の祝日を除く検査実施日から週休日又は国民の祝日明けの平日までとする。

イ　本校校長は、出身中学校長へ申請期間の最終日までに特別措置２適用の承認の可否を伝えること。また、出身中学校長は、当該生徒にも速やかに特別措置２適用の承認の可否を伝えること。なお、本校校長から特別措置２の適用が承認された者のみが特別措置２による選抜の対象となる。

(6) 選抜

ア　入学者の選抜は、調査書等の書類（後期（一般）選抜における学力検査（追検査を含む。）を受検している場合は、その結果を含めることができる。）による選考とする。

イ　入学願等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(7) 選抜結果の通知等

ア　二次募集における特別措置２

本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月１７日（金）に、出願者に通知（様式２３）するとともに、出身中学校長に通知（様式３５）する。

イ　追検査受検者対象の二次募集及び特別措置１における特別措置２

本校校長は、選抜結果について、郵送で令和５年（２０２３年）３月２４日（金）に、出願者に通知（様式２８）するとともに、出身中学校長に通知（様式３６）する。

ウ　電話等による合否に関する問い合わせには、一切応じない。

エ　合格者は、本要項「X　その他」の「１　合格者説明会」に記載のとおり集合すること。

(8) 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

３　その他

新型コロナウイルス感染症等に係る特別措置１及び２については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては内容を変更することがある。

Ⅴ　県外からの出願の手続

県外中学校出身者で本校に出願する場合

1　県外中学校出身者で本校に出願する者は、前期（特色）選抜においては、「令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項（Ⅰ前期（特色）選抜７の(1)）」に示した必要書類等、後期（一般）選抜においては、「令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜要項（Ⅲ後期（一般）選抜８の(1)）」に示した必要書類等を本校校長に提出すること。

2　当該中学校長は、成績一覧表（様式８）については、熊本県教育委員会（熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛て）及び本校校長に各１部を前期（特色）選抜においては令和５年（２０２３年）１月１３日（金）から１月１７日（火）までに、後期（一般）選抜においては令和５年（２０２３年）２月１０日（金）から２月１４日（火）までに提出しなければならない。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。なお、様式については、本校校長に問い合わせること。また、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。

3　書類不備の場合、入学願は受け付けない。

4　出願に当たっての必要な書類は、本校校長に請求すること。

Ⅵ　障がいがある受検者への配慮事項

１　手続の方法等

(1) 出身中学校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、速やかに本校校長へ連絡すること。

(2) 本校校長は、障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

２　具体的な配慮

検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検など。
その他、必要に応じて個別に対応する。

Ⅶ　海外帰国生徒等の取扱い

１　海外帰国生徒等への配慮事項

(1) 出身中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、速やかに本校校長へ連絡すること。

(2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

２　後期（一般）選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 資格

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者。

ア　中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校（義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。）４年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校（義務教育学校、特別支援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。）に編入学できなかった者で、平成２９年（２０１７年）４月１日以降に帰国した者。

イ　外国人生徒で、原則として、入国後小学校（義務教育学校及び特別支援学校小学部を含む。）４年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過していてわが国の小・中学校（義務教育学校、特別支

援学校小学部及び中学部、中等教育学校前期課程を含む。）に編入学できなかった者で、平成２９年（２０１７年）４月１日以降に入国した者。

ウ　海外帰国生徒で、原則として、過去に、在外教育施設（日本人学校等）以外の学校に引き続き１年以上在学し、かつ、令和２年（２０２０年）４月１日以降に帰国した者。

(2) 特別措置の内容

ア　５教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した３教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ　作文は、出題者の適性や意欲・関心等をみるために、８００字、５０分で実施する。ただし、追検査の作文は実施しない。

(3) 海外帰国生徒等の特別措置は、本校のすべての学科・コースで実施し、入学を許可し得る数は、本校の募集人員枠内で若干名とする。

(4) 出願手続等

ア　出身中学校長は、(1)のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検が必要と認められる者が受検を希望する場合には、速やかに本校校長に連絡すること。

イ　この特別措置の適用を受けようとする者は、出身中学校長を経由して、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式３８）を入学願とともに本校校長に提出すること。

ウ　本校校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、県教育委員会の承認を受けて、特別措置を実施するものとする。

Ⅷ　新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で検査を実施し、受検機会の確保を図るものとする。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という３つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避し、また、受検者や検査監督等の入学者選抜に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を整える。

本要項を踏まえ、本校校長にあっては各検査場の衛生管理体制の構築に当たり、出身中学校長にあっては受検者に対して適切に対応すること。

１　検査場の衛生管理体制等の構築

本校校長は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査実施日、検査終了後のそれぞれの時点で実施すること。

(1) 事前の準備

ア　検査場の座席間の距離の確保

イ　マスク、速乾性アルコール製剤の準備

ウ　検査監督者等の体調管理等

エ　別室の確保

オ　検査場の清掃及び机、椅子の消毒

カ　面接検査の実施における受検者同士及び評価者との距離の確保と換気

キ　集合時及び検査場への入場方法の検討

ク　トイレの使用方法の検討

ケ　検査終了時の検査場からの退出方法の検討

コ　引率者等控室の設置

サ　検査監督者等に対する感染対策

シ　関係機関との連携・協力体制の構築

(2) 検査実施日

ア　マスク着用の義務付け

イ　検査場入場前の対応

ウ　検査場ごとの手指消毒の実施

エ　発熱・咳等の症状のある受検者への対応

オ　無症状の濃厚接触者への対応

以下の(ｱ)～(ｴ)のいずれの要件も満たし、本要項で示す感染対策が講じられており、受検者が受検を希望する場合には、検査の前日までに、出身中学校長を経由して、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式４０）を提出すること。本校校長は、この理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室での受検を認めること。

(ｱ) 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するＰＣＲ等の検査（行政検査））の結果、陰性であること。※検査結果が判明するまでは受検不可とする。

(ｲ) 検査実施日も無症状であること。

※保健所等において濃厚接触者であることやＰＣＲ等の検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検者から検査の前日までに、出身中学校長を経由して無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たすことを確認した上で受検を認めること。（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検をさせること。）

(ｳ) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと。※出身中学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めること。

(ｴ) 終日、別室で受検すること。

カ　無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じること。

(ｱ) 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確保すること。

(ｲ) 別室では受検者の座席間隔を２メートル以上確保すること。

(ｳ) 受検者と検査監督者の距離を２メートル以上確保すること。(答案回収等の際にはこの限りではない。)

(ｴ) 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること。

キ　体調不良の検査監督者等への対応

ク　換気の実施

ケ　昼食時の対応

コ　検査終了時の周知

(3) 検査終了後

ア　検査監督者等の健康観察

イ　検査場の机、椅子の消毒

ウ　保健所等の行政機関への協力

２　受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長はあらかじめ受検者に次の点を周知しておくこと。

(1) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

受検者は、検査前の１週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

(3) 受検できない者

ア　新型コロナウイルス感染症と診断され、検査実施日が就業制限の期間内にある者。

イ　感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者。

ウ　新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査実施日が保健所等の健康観察の期間内にある者。(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、１(2)オ及びカで示す条件のもと、受検できる。)

(4) 検査実施日における対応

ア　発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。

イ　症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみの受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学校長を経由して本校校長に申し出ること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えること。

(5) 検査実施日の服装、昼食

検査場では、換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、検査における指定された席で黙食すること。また、昼食を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

(6) 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

(7) 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。

Ⅸ　郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

１　提供する個人情報

令和５年度（２０２３年度）熊本県立高等学校入学者選抜の後期（一般）選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

２　提供を希望できる者

上記１の学力検査の出願者本人

３　提供する期日等

令和５年（２０２３年）３月２３日（木）から３月２７日（月）までの間に、本校から本人宛て簡易書留にて発送する。

４　提供を希望する際の手続等

(1) 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式３９）及び返信用封筒（長形３号）を、入学願とともに本校校長に提出すること。なお、返信用封筒には、出願者本人の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手４０４円分（郵送料８４円分及び簡易書留料３２０円分）を貼ること。

(2) 出願変更をする場合は、出願者は、先に提出した高等学校長から、提供希望願（様式３９）及び返信用封筒を受け取り、新たに出願変更をする高等学校長に提出すること。

５　留意事項

⑴ 提供希望願（様式３９）の用紙は、中学校において作成すること。

⑵ 出身中学校長は、入学願及び提供希望願（様式３９）により、提供の希望の有無を確認すること。さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

Ｘ　そ　の　他

１　合格者説明会

⑴ 日時：令和５年（２０２３年）３月２７日（月）午後１時

⑵ 集合場所：本校第一体育館

⑶ 対象者：合格者本人及びその保護者（必ず保護者同伴のこと。）

⑷ 携帯品：印鑑（認印でも可。）、筆記用具、教科書等購入代金（約２０，０００円）、下足入れ用の袋

⑸ 実施内容：①入学にあたって必要な諸連絡・諸注意等　②芸術教科（音楽・美術・書道）の選択希望調査
③体育服の採寸・注文及び教科書等の販売

⑹ やむを得ない理由により、出席できない場合や入学を辞退する場合は、出身中学校長を経由して本校校長に事前に連絡すること。

２　入学する際の必要経費

以下の金額は、現時点での予定です。実際にかかる金額については、合格者説明会で説明します。

⑴ 入学金・学級費等（１年分を一括して納入していただきます。）
普通科地域創造コース：約４０，０００円　情報処理科：約６０，０００円　家政科：約６０，０００円

⑵ 制服等
制服：約７０，０００円　通学用バッグ：約７，０００円　体育用品：約３０，０００円

⑶ 授業に関する経費（教科書・教材費等）：約２０，０００円

３　その他の経費等

以下の金額は、現時点での予定です。実際にかかる金額については、合格者説明会で説明します。

⑴ ＰＴＡ会費等：５０，４００円　※４期に分けて納入

⑵ 修学旅行積立金：約９０，０００円　※１年次１２月頃より積立開始

⑶ 授業料：１１８，８００円　※月額９，９００円
※ただし、「高等学校等就学支援金」の受給者は、授業料を支払う必要はありません。

４　教育費の支援

⑴ 「高等学校等就学支援金」
国が家庭の教育費負担を軽減する制度です。生徒へ授業料相当額が支援され、授業料と相殺します。保護者の所得制限基準があります。入学後、お知らせします。

⑵ 「奨学のための給付金」
授業料以外の教育費（教科書・教材費等）を軽減するために国から給付されるもので、返済の必要はありません。保護者全員の市町村民税の所得割額が非課税（おおよそ年収２５０万円未満）の世帯へ、１年に１回定額が支給されます。

⑶ 各種奨学金制度があります。入学後、担任へ御相談ください。

勤労主訓 礼節 自校

主な学校行事予定

4月	入学式、新入生校内研修、 新入生テスト（１年）、 課題考査（２・３年）
5月	中間考査
6月	高校総体・総文祭、 新体力テスト・身体測定、 学びの基礎診断、 生徒会役員選挙、期末考査
7月	クラスマッチ、終業式、 インターンシップ、中学生体験入学
8月	夏休み、夏期課外
9月	始業式、課題考査、公開・研究授業、 就職試験・公務員試験開始

10月	中間考査、進学試験開始
11月	松高フェスタ（体育祭・文化祭）、 期末考査
12月	長距離走大会、 くまもとお仕事探検フェア、 学びの基礎診断、修学旅行（２年） 終業式
1月	始業式、課題考査、 大学入学共通テスト、 学年末考査（３年）、 前期（特色）選抜
2月	学年末考査（１・２年）、 後期（一般）選抜
3月	卒業式、クラスマッチ、終業式

